

電子版商品・サービス券に関する特記

1. 総則

「使おやっ！のべおかプレミアム商品・サービス券」発行業務委託（以下「本業務委託」という。）における電子版商品・サービス券の発行業務に関しては、本業務委託に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、本特記の定めるところによる。

2. 電子版商品・サービス券の発行

本業務委託における電子版商品・サービス券は、フェリカポケットマーケティング株式会社（以下「FPM株」という。）が提供するシステム（以下「QRコード決済システム」という。）を活用して発行するものとする。

3. 委託業務の処理

(1) 問合せダイヤル対応

受託者は、FPM株との密接な連携体制を構築するとともに、QRコード決済システムの内容を熟知したうえで、商品券取扱店及び商品券購入者（予定者）からの問合せ等に適切に対応すること。

(2) 商品券取扱店の登録

ア. 受託者は、商品券取扱店の登録が完了したときは、電子版商品券を取り扱う商品券取扱店に関する以下の情報を、速やかに、データでFPM株に提供すること。

- ①事業所等名 ②代表者氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤業種
- ⑥換金振込先金融機関情報

イ. 受託者は、仕様書に定めるもののほか、FPM株が製作した同QRコードデータを譲り受け、電子版商品券を取り扱う取扱店に対して、再度、新たなデザインのQRコードを送付するものとする。

なお、「使おやっ！のべおかプレミアム商品・サービス券」の取扱店として登録した事業者が、所有のQRコードを破棄、紛失もしくは破損した取扱店があった場合は、随時QRコードを送付するものとする。

(3) 電子版商品券の販売

ア. 受託者は、仕様書で示された商品券販売場所、日時において、紙版商品券・電子版商品券の販売ブースを設置し、販売を行うこと。

イ. 受託者は、商品券の販売ブースにおいて、商品券購入予約者から購入引換券を受け取り、購入予約名簿で住所、氏名、購入セット数及び支払金額を確認後、現金を受け取ったうえで、商品券購入予約者のスマートフォンにインストールされている専用アプリ（以下「専用アプリ」という。）に表示される個人の『QRコード』を端末でスキャンし、購入セット数を専用アプリにダウンロードすること。

その際、必ず、専用アプリに購入セット数が表示されたことを、購入者とともに確認すること。

(4) 電子版商品券の換金

- ア. 受託者には、F P M(株)から電子版商品券の使用履歴データが送信されることから、仕様書で示された商品券取扱店舗への振込用データへ、商品券取扱店舗ごとに紙版商品券と電子版商品券を合計した振込金額を入力すること。
- イ. 受託者は、電子版商品券の取扱店舗から、当該店舗における電子版商品券の使用状況等に関する問合せがあった場合は、相手方が当該店舗であることを確認し、必要な情報を提供すること。また、取扱店舗がWEB上で電子版商品券の使用状況を確認できるようF P M(株)と連携して取り組むこと。